別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

　(１)　地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

古河市は、茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県の４県が近接する関東平野のほぼ中心、東京都心から60km圏に位置しており、平成17年９月12日に１市２町の合併により誕生した都市である。

人口は、平成12年以降減少傾向にあり、若年層の市外流出防止対策及び近隣市町等若年層の定住促進のため、若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金事業を実施しているところである。

古河市は各地域の特性を生かし、商業・工業・農業の街として発展しており、各産業がバランス良く分布する産業構造である。豊かな風土に恵まれ、品質の高い野菜や花が生産されており、にんじん、にがうり、サニーレタスが県の銘柄産地に指定されている。

近年においては、製造業、卸売業等を中心とした、第２次産業への従事割合が高い状況にあるが、直近の製造業の製造品出荷額や卸売・小売業における年間商品販売額は減少傾向にある。このことから、労働生産性向上に対する取り組みの実施は急務と推察される。

　(２)　目標

　中小企業等経営強化法第49条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、県内でも設備投資が活発な自治体の１つとなり、県西地域の中核都市として更に経済発展することを目指す。

　これを実現するため、計画期間中においては事業者による50件程度の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

　(３)　労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

古河市の産業はバランスの良い構造でありながら、近年は特に工業の強さが特徴となっている。多岐にわたる設備について、幅広く生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や自然環境との調和に特に配慮する必要があることから、発電した電力を自ら消費する目的で取得する設備(余剰分を売電するものを含む)であって、建物の屋根又は屋上に設置するものに限る。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

　(１)　対象地域

　　古河市は市内全域に地域ごとの産業が分布しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は古河市内全域とする。

　(２)　対象業種・事業

　　古河市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が古河市の経済、雇用を支えており、これらの産業において、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このため本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　　また、生産性向上に向けた事業者の成長投資への取り組みは、新商品の開発、自動化の促進、ＩＴ導入による業務効率化等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率３％以上向上に資すると見込まれる事業とし、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

　(１)　導入促進基本計画の計画期間

　　国が同意した日から２年間とする。（令和７年４月１日～令和９年３月31日）とする。

　(２)　先端設備等導入計画の計画期間

　　３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定のほか、健全な地域経済の発展に配慮すること。また、人員削減を目的とするもの、公序良俗に反するもの、反社会勢力との関係が認められる取り組みや市税を滞納している者の先端設備等導入計画は認定対象としない。